年少射撃資格講習会のお知らせ

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和３３年法律第６号。以下「法」という。）第９条の１４第１項の規定による年少射撃資格の認定のための講習会（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

１　講習日時：　令和８年７月１０日（金曜日）午前９時３０分から午後４時ころまでの間

２　講習場所：　熊本県菊池郡菊陽町大字辛川２６５５番地　熊本県運転免許センター（３０４講義室）

３　受講対象者：　熊本県内に住所を有する者で、法第９条の１３第１項の規定による空気銃の年少射撃資格認定を受けようとする者

４　講習受講手数料：　9,800 円（熊本県収入証紙により納入）

５　受講申込手続等

⑴　受付時間：　午前９時から午前９時２０分（講習日当日）

⑵　申込手続：　上記講習場所（３０４講義室）において、年少射撃資格講習受講申込書（以下「申込書」という。）を記入します。その際に、講習受講手数料を徴収し、講習テキスト（空気銃・空気拳銃取扱読本）をお渡しします。

６　その他

【ご準備していただくもの】

⑴　写真１枚（提出前６月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 ㎝、横の長さ 2.4 ㎝（運転免許証用写真と同じサイズ）、裏面に氏名及び撮影年月日を記載）

⑵　筆記具（ボールペン、鉛筆、消しゴム）

【注意事項】

⑴　許可を受けられない場合について

法第５条第１項及び第９条の１３第１項に規定された、いわゆる欠格要件に該当される方は、年少射撃資格の認定を受けることができませんのでご了承ください。

⑵　住所について

申込書の住所欄については、住民票またはマイナンバーカードの記載どおりに記入していただきますので、事前に確認をお願いします。

⑶　時間の厳守について

開催当日の受付時間に遅れた場合は受講できないので時間を厳守してください。

⑷　全日程の終了予定時間について

考査（６０分、５０問正誤式、１問１点、合格基準３５点以上）終了後、直ちに採点を行い、採点後その場で合格者に対して年少射撃資格講習修了証明書を交付いたしますので、全日程の終了予定時間は午後４時ころとなります。